

Ⅵ 妊娠・出産・子育て・教育

Ⅵ-1 妊娠・出産

1. 妊娠したとき

妊娠し出産を予定している場合、市区町村に届け出ると母子健康手帳が交付されます。この手帳は妊娠から出産及びその後7年間に 行う必要な予防接種などの記録にもなる大切な書類です。市区町村によっては母子健康手帳の外国語訳を独自に発行しているところもあります。

母子健康手帳の英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国朝鮮語・タイ語・インドネシア語・フィリピン語・ベトナム語訳版(公益財団法人母子衛生研究会発行)は次のところで通信販売にて購入

できます。(株)母子保健事業団 [URL http://www.mcfh.co.jp/](http://www.mcfh.co.jp/)) 詳細は下記へ。

公益財団法人母子衛生研究会 [URL http://www.mcfh.or.jp](http://www.mcfh.or.jp)

本部事務所 ☎03-4334-1151 西日本事務局 ☎06-6941-4651

2. 費用

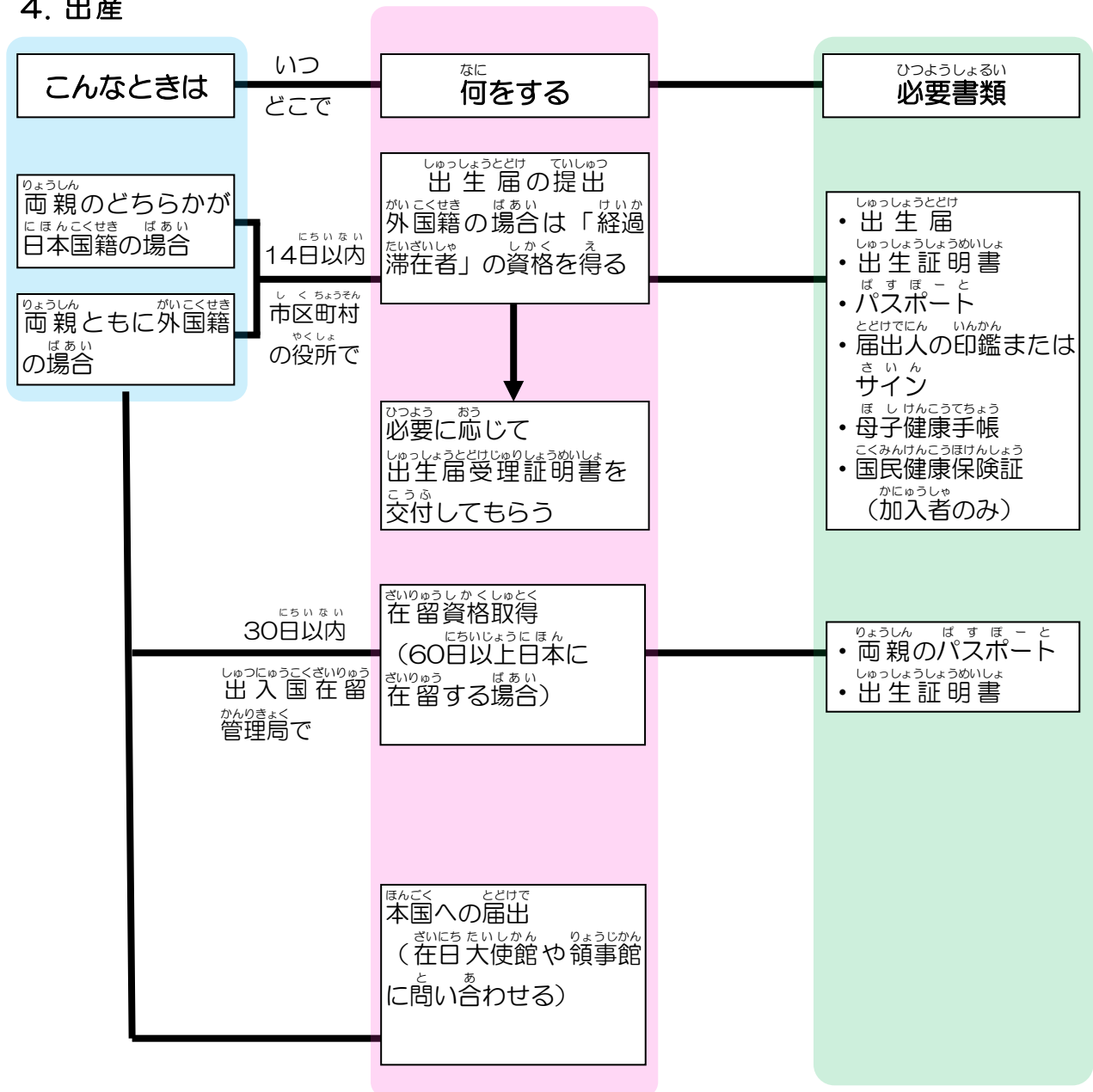
通常の妊娠出産は病気ではないので健康保険の対象にはなりません。そのかわり健康保険より一定額(約42万円)の出産費用が支給されます。日本では通常、出産にともない4~5日の入院が必要で、入院にかかわる費用は概ね40万~50万円くらいですが、病院により異なりますので注意して下さい。保険による出産育児一時金の医療機関への直接支払・受取代理制度を用いることで高額な分娩費用を医療機関に先に支払う必要をなくすることもできます。国民健康保険の加入者の出産費用の申請は市役所が窓口となります。(付録区-1)

経済的な理由で病院で出産することができない場合、妊婦が安心して出産できる助産施設への入所、出産費用を援助する「助産制度」があります。詳しくは、市区町村の福祉課や保健福祉センターで問い合わせてください。所得の額によっては自己負担が必要な場合もあります。

3. 妊娠中などの援助

妊娠中には一定の期間ごとに通院する必要があります。また市区町村によっては妊婦を対象とした無料の健康診断を行っているところもありますので、市区町村か市町村保健センター(付録区-3)に問い合わせて下さい。

しゅっさん
4. 出産



(1) 出生届
子どもが生まれたら、「出生証明書」を医師や助産師に作成してもらいます。父母ともに外国人であっても子どもが日本で生まれた場合は、出生後14日以内に「出生届」を市区町村の役所に届けなければいけません。それにより、「出生による経過滞在者」の資格を得ることになります。子どもが外国籍を持つ場合は、市区町村で「出生届受理証明書」を交付してもらい、子どもの国籍のある国の在日大使館または領事館に届け出てください。

(2) 日本国籍を持たない子どもの場合
両親ともに外国人で、子どもが日本籍を持たない場合は、出入国在留管理局で「在留資格の取得」の申請を30日以内に行わなければいけません。

VI-2 保育

1. 日本の保育

日本では、①自治体に認可された保育所(親や保護者が仕事等で保育ができないと行政が認定した乳幼児を対象)、②認可されていないが自主的に運営されている保育施設と、③民間業者が運営している保育サービスがあります。

認可された保育所には公立と私立があります。早朝や夜間遅くまたは泊りや日曜・祝日の保育は一般にありません。

申し込みは、原則として自分の住んでいる各市区町村に対して行い、原則その区域内にある保育所に入所できます。申込方法や時期、保育料等については、市区町村の保育担当課に問い合わせして下さい。

また、教育と保育の両方を提供する、認定こども園もあります。保護者が働いているか、どうにか関わらず、利用できます。0歳から就学前の子どもが対象です。各園または市区町村の保育担当課に問い合わせして下さい。

2. 民間のサービス

民間事業者が運営しているものには様々なものがあり、子どもを持つ保護者の有志が運営しているものや民間企業が経営しているものなどがあります。夜間、休日の保育や自宅へのベビーシッターの派遣をしてくれるところもあります。申し込みはそれぞれの事業者に対し行うことになります。自分の住んでいる市町村以外の事業者にも、申し込むことができます。これらのサービスについては各事業者に問い合わせして下さい。

3. ファミリーサポートセンター

市区町村により、ファミリーサポートセンター事業を行っているところがあります。会員同士がお互い助け合っ、幼稚園や保育所の開始前や終了後に子どもを預かったり、保育施設に子どもを送り迎えしたり、保護者が急用の時に、少しの間子どもを預かる事業です。くわしくは、市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)

4. 幼児教育・保育の無償化

2019年10月より幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になりました。幼稚園については、月額上限25,700円です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります(例外あり)。詳しくは、お住まいの市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)

5. 児童手当制度

児童手当は、15歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある(中学校修了前の)児童を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の方については、児童手当は支給されず、児童ひとりにつき、月額5000円が特例支給されます。くわしくは住んでいる場所の市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)

VI-3 乳幼児の健康・医療

1. 子どもの医療

日本の小児医療の水準は大変高く、乳児死亡率も世界最低の水準を保っています。専門の病院もありますが、まず近くの小児科にかかるのがよいでしょう。

2. 予防接種

乳幼児の予防接種は、下の表のものがああります。接種の日時、場所などは市町村で決められています。条件を満たせば概ね無料が原則で接種の記録が母子健康手帳に記載されます。詳しくは市区町村の健康（保健）センターなどに問い合わせして下さい。（付録区-3）

■ 表 予防接種リスト

予防接種名	対象年齢
三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）+ポリオ	生後3～90カ月未満
二種混合（ジフテリア、破傷風）	11歳以上13歳未満
BCG	1歳未満
MR2種混合（麻疹・風しん）	生後12～24カ月未満（1期） 5～7歳未満であり小学校就学前1年間（2期）
日本脳炎	生後6～90カ月未満（1期） 9～13歳未満（2期）
小児用肺炎球菌	初回接種の開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 4回接種 初回接種の開始が生後7カ月以上1歳未満の場合 3回接種 初回接種の開始が1歳以上2歳未満の場合 2回接種 初回接種の開始が2歳以上5歳未満の場合 1回接種
インフルエンザ菌b型（ヒブ）	初回接種の開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 4回接種 初回接種の開始が生後7カ月以上1歳未満の場合 3回接種 初回接種の開始が1歳以上5歳未満の場合 1回接種
ヒトパピローマウイルス	12歳になる年度初日から16歳になる年度末日
水痘	1歳以上3歳未満
B型肝炎	生後1歳未満

※1 実際の接種時期は市町村によって異なります。詳しくは母子手帳を参照するか、市町村立健康（保健）センター等に問い合わせして下さい。（付録区-3）

※2 これ以外の予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ等）は有料となりますので、かかりつけの医療機関等とよく相談して接種して下さい。

3. 健康診断

各市区町村では無料健康診断を行っています。時期や手続きは市町村によって異なりますので、詳しくは、市区町村の保健センターに問い合わせして下さい。通知は各市区町村から郵送されてきます。

4. 乳幼児の医療費

(1) 乳幼児医療助成

子供の医療費は子供の扶養者の健康保険でまかなわれます。通常、かかった費用の2割を自己負担しなければなりません。

市区町村によっては、乳幼児の医療費の一部を負担しているところがありますので詳しくは市区町村の児童福祉担当窓口の他、保健所や国民健康保険窓口にお問い合わせ下さい。(付録区-1)

(2) その他の助成

未熟児、身体障がい児、特定の慢性の病気などについては医療費を公費で負担する制度があります。詳しくは保健所(付録区-3)または福祉事務所(付録区-1)にお問い合わせください。

VI-4 日本の教育システム

1. 義務教育

日本の教育は、小学校から中学校までの9年間が義務教育となっています。この間は、学費・教科書代は無料で、定められた公立学校に行くことができます。ただし、教科書以外の副教材や学校での旅行の費用などが別に必要です。

＜学校の1年＞	
4月	新学期
7月下旬～8月末	夏休み
年末年始	冬休み（2週間程度）
3月	学期終わり～春休み

日本の国籍をもつ子どもには、地元の教育委員会から就学通知が郵送されてきますので、記載の学校へ所定の日に入学することになります。

外国籍の子どもで日本の公立小中学校への入学を希望する場合も、地元の教育委員会へ申し出れば就学通知が受けられます（新入学の場合）。また、以前から府内に住民登録をされて住んでおられる人には、その子どもが学齢期に達すると市町村の教育委員会から就学案内が送付されますので、必要事項を記入して提出します。年度途中の入学も可能ですので、各市町村の教育委員会に相談して下さい。

私立の小学校、中学校もありますが、別途授業料などが必要です。詳しくは各学校に問い合わせして下さい。入学試験を受けることが必要なところがほとんどです。

2. 義務教育以降

義務教育を終えると、高等学校があります。高等学校には各科目を広く学習する普通科のほか、工業などの専門知識を主体に学習する学科などさまざまな学科があります。

高等学校に入学する要件などは、府立や市立の高等学校については府・市の高校教育担当課に、私立の高等学校についてはそれぞれの学校に問い合わせして下さい。

授業料を補助する、国の「高等学校等就学支援金」また大阪府の「私立高等学校授業料支援補助金」制度があります。保護者の所得が一定額以下の場合、公立高校、私立高校の授業料が実質無料になります。

3. 児童・生徒の学校生活のサポート

大阪府教育庁では、外国人児童・生徒の学校での生活をサポートするためのホームページ「帰国・とにち児童生徒とがっこうせいかつさぽーと」を開設しています。

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/index.html>

内容：就学、進路

たいおうげんご にほんご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご ほるとがるご すぺいんご ベとなむご
対応言語：日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、
えいご いんどねしあご ふうりびんご たいご ろしあご ねばーるご
英語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ロシア語、ネパール語

4. 弁当

ちゅうがっこう きゅうしょく いえ ちゅうしょく も いっぱんてき べんとう
中学校で 給食の ないところでは、家から 昼食 を 持たせることが 一般的です。これを「弁当」
とよびます。弁当を 持たせられない 場合は、校内で パンなどを 買うか、売っている 弁当を 買って
持たせるなどの 対応がありますが、学校の 方針などによって ルールが 異なりますので 先生とよく
そうだん くだ
相談して 下さい。

5. 就学援助制度

しゅうがくえんじょせいど
ぎ ぎきょういくきかんちゅう けいざいてきりゆう こ がっこうせいかつ もんだい えんじょ せいど
義務教育期間中、経済的理由により 子どもの 学校生活に 問題がないよう、援助する 制度です。
がくようひんひ こうがいかつどうひ しゅうがくりょこうひ がっこうせいかつ ひつよう ひよう えんじょ くわ がっこう
学用品費、校外活動費、修学旅行費など、学校生活に必要な 費用が 援助されます。詳しくは、学校
および 市区町村の 教育委員会に 問い合わせ てください。